

令和8年第2回東広島市議会定例会

議

案

令和8年6月



## 目 次

承認案第105号	専決処分の承認について……………	1
承認案第106号	専決処分の承認について……………	4
承認案第107号	専決処分の承認について……………	7
承認案第108号	専決処分の承認について……………	10
同意案第109号	公平委員会委員の選任の同意について……………	17
同意案第110号	教育委員会委員の任命の同意について……………	19
同意案第111号	固定資産評価員の選任の同意について……………	21
議案第112号	財産の取得について……………	23
議案第113号	財産の取得について……………	25
議案第114号	財産の取得について……………	27
議案第115号	財産の取得について……………	29
議案第116号	請負契約の締結について……………	31
議案第117号	委託契約の締結について……………	33
議案第118号	請負契約の変更について……………	35

議案第 1 1 9 号	東広島市税条例の一部改正について……………	3 7
議案第 1 2 0 号	東広島市都市計画税条例の一部改正について……………	4 6
議案第 1 2 1 号	地域再生法に規定する地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例の一部改正について……………	4 8
議案第 1 2 2 号	東広島市印鑑条例の一部改正について……………	5 0
議案第 1 2 3 号	東広島市国民健康保険税条例の一部改正について……………	5 2
議案第 1 2 4 号	附属機関の設置に関する条例の一部改正について……………	5 9
議案第 1 2 5 号	東広島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正について……………	6 1
議案第 1 2 6 号	東広島市道の駅湖畔の里福富設置及び管理条例の一部改正について……………	7 4
議案第 1 2 7 号	東広島市営住宅設置及び管理条例の一部改正について……………	8 0

承認案第105号

専決処分の承認について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和8年6月8日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

(提案理由)

令和7年9月27日、林道日本ヶ峰線において、この道路の管理上の<sup>かし</sup>瑕疵により、貨物自動車が行進していたところ、当該道路の路肩が崩れ、当該貨物自動車の底部等を損傷した事故があり、損害賠償の額を定めることについて、議会を招集する時間的余裕がないと認め専決処分をしたので、この処分について報告し、その承認を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。－略－

③ 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

## 専 決 処 分 書

損害賠償の額を次のとおり定めることについて、議会を招集してその議決を経る時間的余裕がないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分をする。

令和8年4月22日

東広島市長 高 垣 廣 徳

- 1 損害賠償の額  
65万4,800円
- 2 債 権 者

承認案第106号

専決処分の承認について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和8年6月8日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

(提案理由)

令和8年2月17日、西条町寺家の店舗の駐車場において、公用車が方向転換しようとした際、後方に駐車していた普通自動車に接触し、当該普通自動車の前部バンパーを損傷した事故があり、損害賠償の額を定めることについて、議会を招集する時間的余裕がないと認め専決処分をしたので、この処分について報告し、その承認を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。－略－

③ 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

## 専 決 処 分 書

損害賠償の額を次のとおり定めることについて、議会を招集してその議決を経る時間的余裕がないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分をする。

令和8年5月7日

東広島市長 高 垣 廣 徳

- 1 損害賠償の額  
102万円
- 2 債 権 者

承認案第107号

専決処分の承認について

令和3年2月26日議決第25号により議決を経た西高屋駅南北自由通路等工事委託に関する基本協定を変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和8年6月8日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

(提案理由)

西高屋駅南北自由通路等工事委託に関する基本協定を変更することについて、議会を招集する時間的余裕がないと認め専決処分をしたので、この処分について報告し、その承認を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。－略－

③ 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

## 専 決 処 分 書

令和3年2月26日議決第25号により議決を経た西高屋駅南北自由通路等工事委託に関する基本協定を次のとおり変更することについて、議会を招集してその議決を経る時間的余裕がないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分をする。

令和8年3月30日

東広島市長 高 垣 廣 徳

「3 契約金額 14億7,363万2,000円」を「3 契約金額 13億9,726万4,836円」に改める。

承認案第108号

専決処分の承認について

東広島市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和8年6月8日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

(提案理由)

地方税法（昭和25年法律第226号）等の一部が改正され、令和8年4月1日から施行されることに伴い、東広島市税条例等の一部を改正する必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないと認め専決処分をしたので、この処分について報告し、その承認を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。－略－

③ 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

## 専 決 処 分 書

東広島市税条例の一部を改正する条例を次のように定めることについて、議会を招集してその議決を経る時間的余裕がないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分をする。

令和8年3月31日

東広島市長 高 垣 廣 徳

## 東広島市税条例の一部を改正する条例

東広島市税条例（昭和49年東広島市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第18条の3中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第19条中「、第81条の6第1項」を削り、同条第2号及び第3号中「第81条の6第1項の申告書、」を削る。

第33条第3項中「以下この項及び」を削り、「並びに」を「及び」に改め、「いう。）」の右に「（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第80条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第80条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第1項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第81条第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第81条第2項中「3輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第81条の3から第81条の8までを削る。

第82条（見出しを含む。）、第82条の2（見出しを含む。）、第83条（見出しを含む。）及び第85条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第87条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第88条の見出し、第89条（見出しを含む。）並びに第90条の見出し並びに

同条第1項、第2項、第4項及び第5項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第91条第2項中「第80条第3項ただし書」を「第80条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第7項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第7条の3の前の見出し及び同条を削る。

附則第7条の3の2に見出しとして「（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第1項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第7条の3の2第1項」を「附則第7条の3第1項」に改め、同条を附則第7条の3とする。

附則第7条の5第1項及び第7条の8中「附則第7条の3の2第1項」を「附則第7条の3第1項」に改める。

附則第8条第2項中「、附則第7条の3の2第1項」を削る。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第21項」を「附則第15条第20項」に改め、同条第4項中「附則第15条第22項第1号」を「附則第15条第21項第1号」に改め、同条第5項中「附則第15条第22項第2号」を「附則第15条第21項第2号」に改め、同条第6項中「附則第15条第22項第3号」を「附則第15条第21項第3号」に改め、同条第7項中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改め、同条第8項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同条中第9項から第19項までを削り、第20項を第9項とし、第21項を第10項とする。

附則第10条の3第7項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第8項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第9項第5号及び第11項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第14項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改める。

附則第15条の2から第15条の6までを削る。

附則第16条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3

項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第16条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附則第16条の3第3項第2号、第16条の4第3項第2号及び第17条第3項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める。

附則第18条第5項第2号、第19条第2項第2号及び第20条第2項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第20条の2第2項第2号及び第5項第2号並びに第20条の3第2項第2号及び第5項第2号中「、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」を「及び第7条の3第1項」に改める。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 改正後の東広島市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の

地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（東広島市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第4条 東広島市税条例等の一部を改正する条例（平成26年東広島市条例第22号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「の種別割」を削る。

同意案第109号

公平委員会委員の選任の同意について

東広島市公平委員会委員に次の者を選任することについて、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月8日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 広島市  
氏 名 井 上 一 弘

(提案理由)

東広島市公平委員会委員岡野正利氏の任期が令和8年6月30日をもって満了するため、その後任の委員の選任について、議会の同意を求めるものである。

(根拠法令)

地方公務員法

第9条の2

2 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。

同意案第110号

教育委員会委員の任命の同意について

東広島市教育委員会委員に次の者を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月8日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市

氏 名 京 極 秀 樹

(提案理由)

東広島市教育委員会委員京極秀樹氏の任期が令和8年6月30日をもって満了するため、その後任の委員の任命について、議会の同意を求めるものである。

(根拠法令)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第4条

2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（一略一）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

同意案第 1 1 1 号

固定資産評価員の選任の同意について

東広島市固定資産評価員に次の者を選任することについて、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 0 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 8 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市

氏 名 木 内 啓 司

(提案理由)

東広島市固定資産評価員多賀弘行が令和8年6月30日をもって退任するため、その後任の評価員の選任について、議会の同意を求めるものである。

(根拠法令)

地方税法

第404条

2 固定資産評価員は、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、市町村長が、当該市町村の議会の同意を得て、選任する。

議案第 1 1 2 号

財産の取得について

財産を次のとおり取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 4 9 年東広島市条例第 1 2 5 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 8 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 財産の表示

- (1) 種別 動産
- (2) 品名 消防ポンプ自動車
- (3) 数量 1 台

2 取得価格

5, 9 6 2 万円

3 相手方

東広島市西条土与丸三丁目 1 番 1 5 号

上野物産株式会社

代表取締役 上 野 和 浩

(提案理由)

東広島消防署北分署に配備する消防ポンプ自動車を買い入れるに当たり、その予定価格が2,000万円以上であるため、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならぬ財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（一略一）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

## 議案第113号

### 財産の取得について

財産を次のとおり取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和49年東広島市条例第125号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年6月8日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

#### 1 財産の表示

- (1) 種別 動産
- (2) 品名 2B型救急自動車（高規格仕様）
- (3) 数量 1台

#### 2 取得価格

3,580万5,000円

#### 3 相手方

広島市西区三篠町三丁目14番17号

広島日産自動車株式会社

代表取締役 前 卓 志

(提案理由)

東広島消防署安芸津分署に配備する2B型救急自動車(高規格仕様)を買い入れるに当たり、その予定価格が2,000万円以上であるため、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならぬ財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(一略)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

議案第114号

財産の取得について

財産を次のとおり取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和49年東広島市条例第125号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年6月8日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 財産の表示

- (1) 種別 動産
- (2) 品名 高規格救急自動車
- (3) 数量 1台

2 取得価格

3,462万8,000円

3 相手方

広島市西区三篠町三丁目14番17号

広島日産自動車株式会社

代表取締役 前 卓 志

(提案理由)

東広島消防署西分署に配備する高規格救急自動車を買入れるに当たり、その予定価格が2,000万円以上であるため、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならぬ財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（一略一）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

議案第 1 1 5 号

財産の取得について

財産を次のとおり取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 4 9 年東広島市条例第 1 2 5 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 8 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 財産の表示

(1) 種別 動産

(2) 品名 システム洗浄機、立体浸漬槽及びコンプレッサー

(3) 数量 各 1 台

2 取得価格

3, 6 3 0 万円

3 相手方

東広島市高屋町杵原 2 3 3 5 - 2

くにさわ商会

代表 塚 脇 知 宏

(提案理由)

安芸津学校給食センターに設置するシステム洗浄機等を買入れるに当たり、その予定価格が2,000万円以上であるため、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならぬ財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（一略一）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

## 議案第 1 1 6 号

### 請負契約の締結について

令和 8 年度小学校施設整備事業郷田小学校長寿命化改良及び増築工事の請負契約を次のとおり締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 4 9 年東広島市条例第 1 2 5 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 8 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

#### 1 契約の目的

令和 8 年度小学校施設整備事業郷田小学校長寿命化改良及び増築工事

#### 2 契約の方法

条件付一般競争入札

#### 3 契約金額

2 0 億 1, 1 1 1 万 2, 4 0 0 円

#### 4 契約の相手方

砂原・上垣特定建設工事共同企業体

代表構成員 広島市中区平野町 1 - 1 6

株式会社砂原組

代表取締役 砂 原 傑

構 成 員 東広島市西条町田口 1 4 3 7 番地

株式会社上垣組

代表取締役 上 垣 健

(提案理由)

令和8年度小学校施設整備事業郷田小学校長寿命化改良及び増築工事の請負契約を締結するに当たり、その予定価格が1億5,000万円以上であるため、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第 1 1 7 号

委託契約の締結について

高機能消防指令センター中間更新業務の委託契約を次のとおり締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 4 9 年東広島市条例第 1 2 5 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 8 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

- 1 契約の目的  
高機能消防指令センター中間更新業務
- 2 契約の方法  
随意契約
- 3 契約金額  
2 億 9 0 0 万円
- 4 契約の相手方  
広島市西区南観音 5 丁目 1 1 番 1 2 号  
株式会社ゼネラル  
中四国情報通信ネットワーク営業部  
部長 八 田 昭 博

(提案理由)

高機能消防指令センター中間更新業務の委託契約を締結するに当たり、その予定価格が1億5,000万円以上であるため、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

## 議案第118号

### 請負契約の変更について

令和7年12月18日に締結した令和7年度橋梁長期保全事業互栄橋橋梁補修工事の請負契約を次のとおり変更することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和49年東広島市条例第125号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年6月8日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

#### 1 契約の目的

令和7年度橋梁長期保全事業互栄橋橋梁補修工事

#### 2 契約の方法

条件付一般競争入札

#### 3 契約金額

1億7,312万9,000円

（変更前 1億3,405万1,500円）

#### 4 契約の相手方

東広島市西条土与丸一丁目5番55号

シンクコンストラクション株式会社

代表取締役 正 路 隆 弘

(提案理由)

令和7年度橋梁長期保全事業互栄橋橋梁補修工事の請負契約について、工事の内容の一部を変更する必要が生じ、その変更後の請負契約金額が1億5,000万円以上であるため、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

## 議案第119号

### 東広島市税条例の一部改正について

東広島市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月8日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

### 東広島市税条例の一部を改正する条例

東広島市税条例（昭和49年東広島市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第2項中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「及び第36条の3の3第1項」を「並びに第36条の3の3第1項及び第2項第4号」に改める。

第36条の3の2第1項第2号中「除き、」を「除く。次条第1項第2号において同じ。）（」に改め、「。次条第1項において同じ」を削り、同条第5項中「次条第4項」を「次条第5項」に改める。

第36条の3の3第1項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出し

なければならない者

(2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

(3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

第36条の3の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者」を「第1項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者」に、「前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「第1項又は同条第1項の規定による申告書に」に、「前項又は法第317条の3の3第1項」を「前項又は法第317条の3の3第2項」に、「前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「第1項又は同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第63条中「が土地」の右に「又は家屋」を加え、「、家屋にあつては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

附則第6条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第7条の3第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「令和7年」を「令和12年」に改める。

附則第7条の4中「附則第19条の2第1項」の右に「、附則第19条の3第1項」を加え、「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第8条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改める。

附則第9条の2中「附則第7条の2第4項」の右に「（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第10条の2中第23項を第20項とし、第22項を第19項とし、同条第10項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同項を同条第18項とし、同条第9項中「附則第15条第40項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第17項とし、同条第8項の次に次の8項を加える。

- 9 法附則第15条第24項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 10 法附則第15条第24項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 11 法附則第15条第24項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 12 法附則第15条第24項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

1 3 法附則第15条第24項第2号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、5分の3とする。

1 4 法附則第15条第24項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

1 5 法附則第15条第24項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

1 6 法附則第15条第24項第4号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第10条の3第15項を削る。

附則第17条の2第2項中「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第19条の2の次に次の1条を加える。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第19条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めると

ころにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「山林所得金額若しくは附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2及び第36条の3の3の改正規定並びに附則第6条及び附則第7条の3第1項の改正規定並びに次条第1項及び第2項の規定 令和9年1月1日
- (2) 第63条の改正規定及び附則第3条第1項の規定 令和9年4月1日
- (3) 第34条の7第2項の改正規定並びに附則第7条の4の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）、附則第9条の2の改正規定及び附則第17条の2の改正規定並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日
- (4) 附則第7条の4の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第19条の2の次に1条を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日  
（市民税に関する経過措置）

第2条 改正後の東広島市税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した改正前の東広島市税条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 新条例附則第7条の3第1項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）、既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をし

た家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）、既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第10項に規定する認定住宅等（同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合には、なお従前の例による。

3 新条例附則第7条の4の規定は、前条第4号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び第5項において「4号施行日」という。）の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、4号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第17条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第17条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。

5 新条例附則第19条の3の規定は、4号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例第63条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修

工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法（昭和25年法律第226号）等の一部改正に伴い、個人の市民税に係る特定暗号資産の譲渡所得等の課税方式及び特定再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準についての特例措置の見直しその他所要の規定の整備を行うため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方税法

第3条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

議案第 1 2 0 号

東広島市都市計画税条例の一部改正について

東広島市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 6 月 8 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市都市計画税条例の一部を改正する条例

東広島市都市計画税条例（昭和 5 9 年東広島市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項を次のように改める。

（法附則第 1 5 条第 4 0 項の条例で定める割合）

2 法附則第 1 5 条第 4 0 項の条例で定める割合は、4 分の 3 とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 次項に定めるものを除き、改正後の東広島市都市計画税条例の規定は、令和 8 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 7 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 平成 3 0 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間に地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）附則第 1 5 条の 1 1 第 1 項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

(提案理由)

黒瀬川流域が特定都市河川流域に指定されたことに伴い、貯留機能保全区域内にある土地に係る都市計画税の課税標準の特例割合を定めるとともに、所要の規定の整備を行うため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方税法

第3条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

議案第 1 2 1 号

地域再生法に規定する地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例の一部改正について

地域再生法に規定する地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 6 月 8 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

地域再生法に規定する地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例

地域再生法に規定する地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例（平成 2 8 年東広島市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「令和 8 年 3 月 3 1 日」を「令和 1 0 年 3 月 3 1 日」に改め、「償却資産」の右に「（所得税法施行令（昭和 4 0 年政令第 9 6 号）第 6 条第 1 号から第 3 号まで又は法人税法施行令（昭和 4 0 年政令第 9 7 号）第 1 3 条第 1 号から第 3 号までに掲げるものに限る。）」を加える。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第 2 条に規定する地域再生法（平成 1 7 年法律第 2 4 号）第 1 7 条の 2 第 3 項の認定を受ける期間に関する規定は、令和 8 年 4 月 1 日からこの条例の施行の日の前日までの間に当該認定を受けた事業者についても適用する。

(提案理由)

地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号）の一部改正に合わせて、固定資産税の不均一課税の要件である認定整備計画の認定を受ける期限を延長するとともに、所要の規定の整備を行うため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方税法（昭和25年法律第226号）

第3条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

議案第 1 2 2 号

東広島市印鑑条例の一部改正について

東広島市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 6 月 8 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市印鑑条例の一部を改正する条例

東広島市印鑑条例（平成 2 年東広島市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条第 1 号中「いい、」を「いう。）、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和 2 6 年政令第 3 1 9 号）第 1 9 条の 1 5 の 2 第 1 項に規定する特定在留カードをいう。）又は特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 7 1 号）第 1 6 条の 2 第 1 項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）（これらのうち」に改め、「第 2 2 条第 7 項」の右に「（同法第 2 2 条の 3 第 2 項において準用する場合を含む。）」を加え、「同条第 1 項」を「同法第 2 2 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

出入国管理及び難民認定法等の一部改正に伴い、多機能端末機による印鑑登録証明書の交付の申請に使用するものとして、特定在留カード及び特定特別永住者証明書を追加するため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。

議案第123号

東広島市国民健康保険税条例の一部改正について

東広島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月8日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

東広島市国民健康保険税条例（昭和49年東広島市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び」を「、」に改め、「介護納付金」という。）の右に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（第4号において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条第2項ただし書中「66万円」を「67万円」に改め、同条第3項中「属する」の右に「国民健康保険の」を加え、同条に次の1項を加える。

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただ

し、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

第3条第1項中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第5条第1号中「及び第25条第1項」を「、第15条及び第29条第1項」に改める。

第31条を第35条とし、第26条から第30条までを4条ずつ繰り下げる。

第25条の2中「第26条の2第1項」を「第30条の2第1項」に、「第25条の2」を「第29条の2」に改め、同条を第29条の2とする。

第25条第1項各号列記以外の部分中「66万円」を「67万円」に、「並びに」を「、」に改め、「17万円）」の右に「並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額から当該各号のキからケまでに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）」を加え、同項第1号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について873円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について52円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 553円

(イ) 特定世帯 277円

(ウ) 特定継続世帯 415円

第25条第1項第2号中「30万5,000円」を「31万円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について624円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について37円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 395円

(イ) 特定世帯 198円

(ウ) 特定継続世帯 296円

第25条第1項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について250円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について15円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 158円

(イ) 特定世帯 79円

(ウ) 特定継続世帯 119円

第25条第2項に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯 187円

イ 前項第2号キに規定する金額を減額した世帯 312円

ウ 前項第3号キに規定する金額を減額した世帯 499円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 624円

第25条第3項各号列記以外の部分中「及び」を「並びに」に改め、「被保険者

均等割額」の右に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項第1号中「第24条の30の5」を「第24条の30の6」に改め、同項に次の3号を加える。

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第12条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第13条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第14条の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第25条に次の1項を加え、同条を第29条とする。

4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下この項において「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

第24条第1項中「第30条」を「第34条」に改め、同条を第28条とし、第23条を第27条とする。

第22条第1項中「第14条第1項」を「第18条第1項」に改め、同条を第26条とする。

第21条第1号中「第16条第2項」を「第20条第2項」に改め、同条を第25条とする。

第20条を第24条とし、第16条から第19条までを4条ずつ繰り下げる。

第15条第1項中「第25条」を「第29条」に改め、同条を第19条とし、第14条を第18条とする。

第13条中「第16条、第20条及び第21条」を「第20条、第24条及び第25条」に改め、同条を第17条とし、第12条を第16条とし、第11条の次に次の4条を加える。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

第12条 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.29を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第13条 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,247円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第14条 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について74円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)

第15条 第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 790円

(2) 特定世帯 395円

(3) 特定継続世帯 592円

附則第2項中「第25条」を「第29条」に改める。

附則第3項、第4項及び第6項から第9項までの規定中「及び第25条」を「第12条及び第29条」に、「第25条第1項」を「第29条第1項」に改める。

附則第10項及び第11項中「第9条」の右に「、第12条」を加え、「及び第

25条第1項」を「及び第29条第1項」に、「第25条第1項各号」を「第29条第1項各号」に改める。

附則第12項及び第13項中「及び第25条」を「、第12条及び第29条」に、「第25条第1項」を「第29条第1項」に改める。

附則第14項中「第29条第1項第4号」を「第33条第1項第4号」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の東広島市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法等の一部改正に伴い、国民健康保険税における子ども・子育て支援納付金課税額の区分の新設、基礎課税額の限度額の引上げ、減額措置に係る軽減判定所得の算定方法の変更その他所要の規定の整備を行うため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方税法

第3条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

議案第124号

附属機関の設置に関する条例の一部改正について

附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月8日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

附属機関の設置に関する条例（昭和50年東広島市条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表東広島市要保護児童対策地域協議会の項を次のように改める。

東広島市要保護児童等対策地域協議会	児童の人権を守り、児童虐待等要保護児童に係る問題の発生予防、早期発見及び早期解決を図るための対策に関する事項並びに被措置児童等虐待に関する事項を審議すること。
-------------------	---

附 則

- 1 この条例は、令和8年7月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に東広島市要保護児童対策地域協議会の委員である者は、この条例の施行の日に改正後の別表に掲げる東広島市要保護児童等対策地域協議会の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、同日における東広島市要保護児童対策地域協議会の委員としての任期の残任期間とする。

(提案理由)

東広島市要保護児童対策地域協議会の審議事項として、被措置児童等虐待に関する事項を追加するとともに、当該附属機関の名称を東広島市要保護児童等対策地域協議会に変更するため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第138条の4

- ③ 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。－略－

議案第125号

東広島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する  
基準を定める条例等の一部改正について

東広島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め  
る条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月8日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する  
基準を定める条例等の一部を改正する条例

(東広島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定  
める条例の一部改正)

第1条 東広島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準  
を定める条例（平成26年東広島市条例第35号）の一部を次のように改正す  
る。

目次中「・第52条」を「一第52条」に改める。

第2条第1項第2号中「小規模保育事業」を「満3歳未満等小規模保育事業  
」に改め、「規定する小規模保育事業」の右に「（同項第3号に掲げる事業を  
除く。）」を加え、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を  
第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 満3歳以上限定小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定す  
る小規模保育事業（同項第3号に掲げる事業に限る。）をいう。

第6条第2項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付  
認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「同条第2号又は第3  
号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3

歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）」に改める。

第7条第2項中「法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第13条第4項第3号ア(ア)中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号ア(イ)中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同号イ中「以下」の右に「この」を加え、同号イ(ア)中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号イ(イ)中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第25条中「幼稚園」を「学校教育法第1条に規定する幼稚園」に、「学校教育法」を「同法」に改める。

第35条第1項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第2号」に、「同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第4項第3号イ(ア)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ(イ)中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第36条第1項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2

項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第4項第3号イ(ア)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ(イ)中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第37条第1項中「第28条」、「第31条」及び「第33条」を「第27条」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

(1) 家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業

法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

(2) 事業所内保育事業 労働者等監護満3歳未満小学校就学前子どもに係る利

用定員及びその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

第37条に次の1項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

第39条第2項中「特定地域型保育事業者」の右に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。）」を、「以下」の右に「この章（第43条第1項を除

く。)において」を加え、同条第4項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前項」を「前2項」に、「同項」を「これらの項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

第40条第2項及び第41条中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第42条第1項第1号中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項第3号中「により特定地域型保育」を「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項、第7項及び第12項において同じ。）により特定地域型保育（満3歳以上限定小規模保育を除く。第6項及び第12項において同じ。））」に、「第37条第2項」を「第37条第2項第2号」に改め、「その他の」の右に「法第19条第3号に掲げる」を加え、「以下この号及び」を削り、同条第7項中「以上のものに限る。）」の右に「又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を加え、同条中第11項を第12項とし、第8項から第10項までを1項ずつ繰り下げ、第7項の次に次の1項を加える。

8 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。

第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」の右に「（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加える。

第46条第7号中「第39条第2項」の右に「及び第3項」を加える。

第47条第1項及び第2項ただし書並びに第49条第2項中「満3歳未満保育

認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第50条中「満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子ども」を「教育認定子ども」に、「第14条の見出し中「施設型給付費等」とあるのは「地域型保育給付費等」と、同条第1項」を「第14条第1項」に改め、「関する規程」と」の右に「、第25条中「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」とあるのは「第33条の10第1項各号」と」を加える。

第51条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（特別利用地域型保育の基準）」を付し、同条第1項中「が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「次条第1項」を「第52条第1項」に、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「章（」の右に「第37条第3項、第39条第3項及び」を加え、「次条第3項」を「第52条第3項」に改め、「以下」の右に「この章（第43条第1項を除く。）において」を加え、「同号又は同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（」を「教育認定子ども及び満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除き、）」に、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第3号」を「法第19条第3号」に改め、「第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」の右に「（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加え、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第51条の2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限

る。以下この条において同じ。)が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第37条第3項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章(第37条第2項、第39条第2項及び第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。)の規定を適用する。この場合において、第39条第3項中「第19条第2号」とあるのは「第19条第1号」と、「満3歳以上保育認定子どもの」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子どもの」と、「同号」とあるのは「法第19条第2号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

第52条第1項中「が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「前条第1項」を「第51条第1項」に、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」の右に「（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加え、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、「及び満3歳以上保育認定子ども」の右に「（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）」を加える。

（東広島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 東広島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年東広島市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「又は」を「若しくは」に改め、「場合」の右に「又は同条第10項第3号の規定に基づき保育を必要とする児童であつて満3歳以上のものについて保育を行う場合」を加える。

第6条第1項中「事項」の右に「（法第6条の3第10項第3号に掲げる事業（以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあつては、第1号及び第2号に掲げる事項）」を加え、同項第3号中「家庭的保育事業者等」の右に「（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。第6項及び第7項において同じ。）」を加え、同条第7項各号列記以外の部分中「ものに限る。）」の右に「又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を加える。

第13条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第13条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第18条第6号中「利用定員」の右に「（満3歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満3歳以上の幼児の利用定員）」を加える。

第27条中「小規模保育事業B型」及び「小規模保育事業C型」の右に「（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を加える。

第29条第2項第3号中「第6条の3第10項第2号」の右に「又は第3号」を加え、同条第3項中「准看護師」の右に「（以下「看護師等」という。）」を加え、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士（附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第31条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第32条中「と、同条第4号中「次号並びに第33条第4号及び第5号」とあるのは「第32条において準用する次号」」を削る。

第35条中「第6条の3第10項」を「第6条の3第10項第1号」に改める。

第44条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）によ

る支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第47条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第48条中「第48条において準用する第4号」を「第4号」に改め、「と、同条第4号中「次号並びに第33条第4号及び第5号」とあるのは「第48条において準用する次号」」を削る。

附則第3条中「家庭的保育事業者等（」の右に「満3歳以上限定小規模保育事業者及び」を加える。

附則第6条中「家庭的保育事業等」の右に「（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を加える。

附則第9条を次のように改める。

第9条 前2条の規定を適用する時は、保育士（第29条第3項若しくは第4項若しくは第44条第3項若しくは第4項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、前2条の規定の適用がないものとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定される保育士の数の3分の2以上、置かなければならない。

（東広島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 東広島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和6年東広島市条例第36号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を次のように改める。

- 2 保育士及び保育従事者（第31条第1項に規定する保育従事者及び第47条第1項に規定する保育従事者をいう。以下同じ。）の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、令和10年3月31日までの間、改正後の第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定（満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定（満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

附則に次の1項を加える。

- 3 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、当分の間、改正後の第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

（東広島市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第4条 東広島市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年東広島市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第13条の次に次の1条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第13条の2 乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性

暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日の翌日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第3条及び次項の規定 公布の日
  - (2) 第2条中東広島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第13条の改正規定及び第4条の規定 令和8年12月25日
- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号)附則第3条第4項及び第6条第3項の条例で定める日は、この条例の公布の日とする。

(提案理由)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）等の一部改正に伴い、満3歳以上限定小規模保育事業の設備及び運営に関する基準、特定理学療法士等の配置の特例及び児童対象性暴力等の防止に係る規定その他所要の規定の整備を行うため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

児童福祉法（昭和22年法律第164号）

第34条の16 市町村は、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。－略－

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）

第34条

2 特定教育・保育施設の設置者は、市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従い、特定教育・保育（特定教育・保育施設が特別利用保育又は特別利用教育を行う場合にあっては、特別利用保育又は特別利用教育を含む。－略－）を提供しなければならない。

第46条

2 特定地域型保育事業者は、市町村の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準に従い、特定地域型保育を提供しなければならない。

議案第126号

東広島市道の駅湖畔の里福富設置及び管理条例の一部改正について

東広島市道の駅湖畔の里福富設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月8日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市道の駅湖畔の里福富設置及び管理条例の一部を改正する条例

東広島市道の駅湖畔の里福富設置及び管理条例（平成20年東広島市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第4条第6号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改める。

第5条第2項第2号中「第7条、第8条第1項第1号及び同条第3項」を「第7条第1項、第8条第1項、第9条第2号から第8号まで及び第10号」に改め、同項第4号中「その他」を「前3号に掲げるもののほか、」に改める。

第7条の見出し及び同条中「又は使用」を削る。

第8条第1項中「次に掲げる行為」の右に「（別表第2の2の表において「制限行為」という。）」を加え、「第1号に掲げる行為にあつては」及び「、第2号から第5号までに掲げる行為にあつては市長の許可を」を削り、同項第1号中「別表第2」を「別表第2の2の表」に改め、同条第2項中「市長又は」、「、前項第1号に掲げる行為にあつては」及び「、同項第2号から第5号までに掲げる行為にあつては市長に」を削り、同条第3項中「市長又は」を削る。

第9条ただし書中「市長」を「指定管理者」に改める。

第11条中「（別表第2において「仮設工作物等」という。）」を削る。

第13条第6号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改める。

第14条中「第7条第1項の規定により有料施設等（交流館を除く。）の使用の

許可を受けた者、第8条第1項各号に掲げる行為の許可を受けた者、」を削り、「別表第2の規定により算定した」を「当該許可に係る」に改め、同条に次の2項を加える。

2 前項の使用料の額については、東広島市都市公園条例（昭和59年東広島市条例第20号）別表第3の1の表から3の表までの規定を準用する。

3 前項の使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

第15条第1項中「交流館」を「有料施設等」に改め、「者」の右に「又は第8条第1項の規定により許可を受けた者」を加え、「当該施設」を「施設等」に改め、同条第2項中「別表第3」を「別表第2」に改める。

第17条ただし書中「使用又は」を削る。

第18条第1項中「第14条」を「第14条第1項」に改める。

第21条第1項第5号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改める。

第22条第1項中「若しくは使用」を削る。

第24条第1項中「別表第3」を「別表第2」に改め、同条第2項前段中「第8条」の右に「、第9条」を加え、同項後段中「第18条」を「第8条、第9条、第18条第1項」に改め、「、第8条第1項中「第1号に掲げる行為にあつては指定管理者の許可を、第2号から第5号までに掲げる行為にあつては市長」とあり、同条第2項中「前項第1号に掲げる行為にあつては指定管理者に、同項第2号から第5号までに掲げる行為にあつては市長」とあり、同条第2項及び第3項」を削り、「あるのは「交流館の使用料」と、」を「あり、及び」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第15条関係）

1 有料施設等を利用する場合

(1) 交流館

施設の名称	利用料金
交流館	販売金額の30パーセント

備考 加工等のために施設を利用する場合には、光熱水費の実費に相当する額を加算することができる。

(2) 交流館体験学習室及び多目的ホール

施設の名称 及び区分		徴収の区分	1時間までごとの 利用料金の額	
			3時間以下 の部分	3時間を超 える部分
交流館体験学習室			670円	390円
多目的 ホール	ホール	入場料を徴収しないとき	1,810円	1,270円
		入場料を徴収するとき	2,640円	2,660円
	多目的室	1室につき	880円	630円
		2分の1室につき	410円	390円
	屋外ステ ージ	入場料を徴収しないとき	340円	240円
		入場料を徴収するとき	500円	500円
附属設備			規則で定める額	

備考1 交流館体験学習室並びに多目的ホールのホール及び多目的室を利用する場合で、冷暖房利用のときは、次のとおり加算する。

(1) 冷房利用の場合 利用料金の額の3割に相当する額

(2) 暖房利用の場合 利用料金の額の2割に相当する額

2 利用時間には、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。

3 市外居住者（市内に住所を有している者又は市内に主たる事務所を有している法人以外のものをいう。以下同じ。）の利用の場合は、利用料金の額の3割に相当する額を加算する。

4 商品の広告、宣伝又は販売その他の営利を目的とする利用（以下「営利目的の利用」という。）の場合は、利用料金の額の5割に相当する額を加算する。

5 冷暖房利用の場合、市外居住者の利用の場合及び営利目的の利用の場合において、加算する額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(3) 公園

ア 多目的グラウンド

施設の名称	徴収の区分		利用料金	照明料
多目的グラ ウンド	営利目的の利 用以外 の場合	入場料を徴 収しないと き	全面 1時間につき 410円	1時間当たり 1基につき 190円
			半面 1時間につき 200円	
		入場料を徴	全面 1時間につき	

	収するとき	1,250円
	半面	1時間につき 620円
営利目的の利用の場合	全面	1時間につき 2,090円
	半面	1時間につき 1,040円

備考1 1時間を超える場合において、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間として計算する。

2 利用時間には、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。

3 市外居住者の利用の場合は、利用料金の額の3割に相当する額を加算する。この場合において、加算する額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

#### イ キャンプ場

施設の名称及び区分	徴収の区分		利用料金
キャンプ場	営利目的の利用以外の場合	入場料を徴収しないとき	1テントサイト1日につき 1,100円
		入場料を徴収するとき	1テントサイト1日につき 3,300円
	営利目的の利用の場合		1テントサイト1日につき 5,500円
附属設備			規則で定める額

備考1 キャンプ場を利用することができる時間は、1日を限度として別表第1に定める利用時間の範囲内で利用許可を受けた時間とする。

2 利用時間には、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。

3 市外居住者の利用の場合は、利用料金の額の3割に相当する額を加算する。この場合において、加算する額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

#### 2 制限行為をする場合

種 別	単 位	利用料金
募金、署名運動その他これらに類するもの	1件1日につき	100円
業として行う写真の撮影	1人1日につき	100円
業として行う映画の撮影	1件1日につき	2,100円

興行	1 平方メートル 1 日につき	2 円
競技会、集会その他これらに類するもの	1 平方メートル 1 日につき	2 円
物品の販売その他の行為	市長がその都度定める額	

備考 利用面積が 0.01 平方メートル未満であるとき、又は利用面積に 0.01 平方メートル未満の端数があるときは、その全面積又はその端数の面積を切り捨てて計算するものとする。

別表第 3 を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日以後の有料施設等の利用及び改正後の東広島市道の駅湖畔の里福富設置及び管理条例（以下「新条例」という。）第 8 条第 1 項各号に掲げる行為に係る新条例別表第 2 の規定により算定される利用料金の徴収並びにこれに関し必要な手続その他の行為は、同日前においても、新条例の例により行うことができる。

(提案理由)

東広島市道の駅湖畔の里福富において、交流館体験学習室等の使用及び制限行為に係る使用料を利用料金とすることに伴い、その実施に関し必要な事項を定めるとともに、所要の規定の整備を行うため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。－略－

議案第 1 2 7 号

東広島市営住宅設置及び管理条例の一部改正について

東広島市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 6 月 8 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

東広島市営住宅設置及び管理条例（平成 9 年東広島市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

別表磯松西住宅及び城山住宅の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

磯松西住宅及び城山住宅を廃止するため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。